

**(最終案)**

**一関市議会  
政策提言等の実施に関する指針**

令和5年10月〇日

一関市議会運営委員会

## 1 指針策定の目的

一関市議会基本条例第3条では、議会の基本方針の一つとして、「独自の政策立案や政策提言に取り組むこと」を掲げ、また、同条例第12条では「議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする」と定めています。

議会改革の一環として政策立案、政策提言を進める手順や手法等に関する指針（ガイドライン）を策定することにより、議会による政策立案、政策提言の実践をさらに進展させようとするものであります。

なお、この指針は、社会情勢や議会に求められる役割の変化などを踏まえながら、今後も適宜見直しを図っていくものとします。

### 【政策立案（政策条例）の根拠】

地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件\*につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

（\* 第96条第1項1号「条例を設け又は改廃すること。」）

## 2 指針の対象（実施主体）

政策立案、政策提言は、市民の暮らしや福祉の向上を図ることが目的であり、市政の課題を踏まえた取組となります。

政策立案、政策提言の基となる市政課題は、常任委員会の所管事務調査によって把握し、専門的に調査を行うことが多いことから、この指針で定める政策立案、政策提言の実施主体は常任委員会とします。

\* 議員個人や議員連盟等による政策立案（発議権）は、この指針に縛られるものではありません。

## 3 指針における用語の定義

### (1) 政策立案

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るため、政策を自ら構想し、その実現のために必要な条例案などを議会に提案すること。（→政策条例）

### (2) 政策提言

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策を提言書としてまとめ、市長等に対しこの提言書の提出をもって提案すること。

#### 4 政策立案、政策提言の進め方、手法

(1) 常任委員会における調査検討テーマの設定

市民と議員の懇談会、市民からの請願や陳情、日常の議員活動などを通じ常任委員会として調査するテーマを設定します。(1～2項目程度)

(2) 常任委員会における調査期間

委員の任期内とします。(1年半程度)

(3) 常任委員会での調査、検討方法(課題に応じて以下から対応)

- ・ 市当局からのヒアリングおよび市当局への質疑(確認)
- ・ 市民団体、業界団体等からのヒアリング、意見交換(懇談会)
- ・ 現場視察、現地調査
- ・ 先進地視察
- ・ 参考人の招致
- ・ 公聴会の開催
- ・ 有識者等の専門的識見の活用
- ・ アンケート調査
- ・ 本会議における常任委員会の代表質問(課題や所管事務調査を踏まえた現状に対する市長等の見解の確認など)
- ・ その他効果的と認められる方法など(委員会間での議論、討議も含む)

(1)～(3)は、指針として標準的な例を定めるものであり、設定テーマ数、調査期間などは、内容に応じた運用として差し支えないこととします。

#### (4) 常任委員会における素案作成

調査検討を通じ、政策立案、政策提言の必要性を協議し、必要と判断した場合は、政策立案（政策条例）、政策提言の素案を作成します。

政策立案（政策条例）、政策提言のうち、実施に予算（財源）の確保が必要なものや、市が策定する各種計画に盛り込む（掲載する）必要がある場合などについては、実現性を高めるため、素案作成段階で市当局実務者レベルでの協議を行うことが望まれます。

\* 調査検討の結果、政策立案、政策提言を行わずに終了する場合があります。

#### 【実効性確保に向けた市当局との協議】

議会からの政策立案、政策提言を執行するのは市当局となります。

このため、政策立案、政策提言は、市当局側から見ても実現性のある内容とすることが望まれますが、議員のすべてが行政の諸制度に精通しているとは限らず、この点において、実現性があるか否かの判断が困難な場合もあります。

このため、素案作成時点において、その政策を所管する部局等との協議を経ることで、実現性が高く、より効果的な政策になることが期待されます

なお、ここで述べる市当局との協議は、委員会単位で行うものであり、議員個人が、個々の職責を果たすために行う市当局への聞き取りや助言は、議員個人の判断で実施するものとします。

(5) 調査結果の情報共有、素案の深掘り

全議員で構成する「政策検討会議」に常任委員会での調査結果と政策立案、政策提言の素案を報告し、議員全体で情報共有を行うとともに、議員間討議を行い、当該委員会所属以外の議員からの意見も聴取します。

議員間討議においては、皆で意見を出し合い、課題や論点を洗い出し、多角的に検討を行うために実施するものとします。

(6) 最終案の確定

各常任委員会において、政策検討会議での意見を踏まえ、素案の所要の改正を行った後、あらためて政策検討会議で説明し、異論がないことの確認をもって案を固めます。

最終的には常任委員会において採決し、決定とします。

**【パブリックコメントの実施】**

政策立案（政策条例）のうち、市民生活に大きく関わるものについては、市民の皆さんに素案を公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮した上で、決定していくことを基本とします。

また、寄せられた意見については、それに対する議会（提案者）としての考えを公表することとします。

(7) 政策立案の提案、政策提言書の提出方法

① 政策立案（政策条例）

議員発議（発委）による条例案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出するものとします。

② 政策提言（内容や緊急度により、以下の(ア)、(イ)の方法から選択)

(ア) 「〇〇〇に関する政策提言書のとおり提言する」ことの決議案を議会に

上程し、議決することで、議会全体の意思決定を行い、その後、議場において市長等に政策提言書を手交します。

なお、政策提言書は、議員発議（発委）による決議案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出するものとする。

(イ) 提言を政策提言書に取りまとめ、議場以外で市長に手交します。

**【決議案とする政策提言の意義】**

議会からの政策提言には法的な拘束力がなく、市当局に執行を義務付けるものではありません。

ただし、政策提言は、市政の課題に基づき、市民の代表である議員が様々な調査、研究を経て、提言の必要性が認められた内容について、市民目線で行うものでありますので、実行されることが望ましいところです。

このことから、政策提言を議会で議決することで議会意思決定としての重み付けをし、議場という広く市民に見える場で提言するものです。

(8) 政策立案の提案、政策提言書の提出時期

常任委員会の任期内に提案、提出できるよう取り進めます。

なお、政策の実施に予算を伴う場合は、予算編成等の都合上、遅くとも政策実施を希望する前年の9月末までに行うよう配慮します。

(9) 政策提言書の作成

提言書には、表題「〇〇〇〇に関する政策提言書」以下、概ね次の内容を記載することとします。

- ・ 調査検討テーマ
- ・ 現状と課題
- ・ 提言する政策
- ・ 調査検討の経過

## 5 政策提言後の取組

提言した政策が、市の施策に反映されているかどうかについて、所管する常任委員会で調査を行います。（調査は提言事項全てではなく、委員会内で選定）

調査結果を踏まえ、正当な理由がなく政策が実施されていない、あるいは進捗していない場合は、常任委員会から確認を求めることとします。また、常任委員会の代表質問で質すものとしします。

## 6 常任委員会の任期（2年）内に政策立案、政策提言ができなかった場合の対応

次の任期の委員で構成される常任委員会に申し送りすることとします。

ただし、この申し送りは、次期の常任委員会による政策立案等を義務付けするものではなく、当該申し送りを受けた常任委員会の判断に委ねる取扱いとするものです。

## 7 取組の公表

政策立案、政策提言に係る取組はホームページ、SNS、議会だよりで公表します。また、議会報告会（市民と議員の懇談会）などにおいてもお知らせに努めることとします。

### 【議会の説明責任】

一 関市議会基本条例

第8条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

## 【参考 1】

### 一関市議会政策検討会議の設置、運用

---

#### 1. 設置目的

一関市議会基本条例を踏まえ、政策立案や政策提言を進めていくための「議員間の情報共有の場」、「議員間討議（意見交換）の場」として設置します。

#### 【一関市議会基本条例】

第 15 条 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

#### 2. 構成員

政策検討会議は、全議員で構成します。

会議の座長は議長が、副座長は副議長が務めます。

#### 3. 招集権者、招集案件

以下の場合において、座長である議長が招集し、開催します。

- (1) 常任委員会が政策立案（政策条例提案）、政策提言の案を作成または修正した場合に開催。
- (2) 市政課題に関する案件について情報共有や議員間討議をするため、3人以上の議員から開催の申入れがあり、議会運営委員会において同意が得られた場合に開催。

#### 4. 留意事項

政策検討会議は賛否を戦わす場ではなく、議員間討議を通じ、あらゆる角度から検討を行う場とします。

#### 【議員間討議の主旨】

政策提言、政策立案、市政課題対応に係る多角的な検討を行うものであり、着地点（合意ポイントや採決の判断材料等）を検討するものです。

## 【参考2】

### 常任委員会単位での代表質問

---

#### 1. 実施目的

常任委員会（総務、産業建設、教育民生）における専門的な調査を踏まえ、所管事項に関する政策提言を積極的に行う一つの手法として、委員会の代表質問を導入します。

#### 2. 質問事項

質問事項は、以下の内容で、常任委員会内での意思統一（全会一致）を得たものとしします。

- (1) 所管事務調査を踏まえた政策立案、政策提言に関すること
- (2) 政策提言した事項の市政への反映状況、進捗状況に関すること
- (3) その他所管事務調査を踏まえて把握した市政の重要な課題に関すること

#### 3. 質問時期

9月通常会議\*での実施とします。

\*次年度予算への反映（政策提言）、施策の実施状況（決算）の確認に関する質問が主となる見込みであるため、9月通常会議が適当と判断するものです。

#### 4. 質問通告、質問時間等

- (1) 個人の一般質問の通告期限と同様とします。
- (2) 質問時間は、各委員会それぞれ40分とします。
- (3) 質問方法は一問一答を基本とする。（一括方式も可）

## 5. その他

原則として、委員会代表質問を行う議員は、個人一般質問は行わないこととします。また、委員会代表質問で取り上げる事項は、個人一般質問では取り扱わない\*こととします。

\* あくまでも「原則」として運用するものであり、議員個人の一般質問の質問権を制限するものではありません。

ただし、委員会代表質問で取り上げる事項（質問内容）と個人の一般質問事項（質問内容）が重複する場合は、質問者間で事前に調整することが望まれます。

## 【参考3】

### ○一関市議会基本条例

平成19年6月28日

条例第41号

改正 平成24年12月7日条例第48号

平成28年6月24日条例第35号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第4条—第6条）

第3章 議会運営等の原則（第7条・第8条）

第4章 市長等との関係（第9条—第12条）

第5章 議会の権能の強化（第13条—第17条）

第6章 市民との関係（第18条—第22条）

第7章 議会改革の推進（第23条・第24条）

第8章 政治倫理（第25条）

第9章 議会事務局等（第26条）

第10章 補則（第27条・第28条）

##### 附則

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係においても、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会議員を直接選挙するということから、一関市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託にこたえる責務がある。

このため、本市議会は住民自治及び団体自治の原則に則り、真の地方自治の実現に向け自律し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

ここに、本市議会は地方自治の本旨に則り、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と市長等及び市民との関係を明確にし、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、議会の理念、議員の責務及び活動原則等を定めることにより、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の

本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会をめざし、市民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念に則り、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会に本来の機能である政策決定並びに市長の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の活動のみならず、市政の課題とこれに対する市民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、市民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(災害に関する議員及び議会の役割)

第6条 議員及び議会は、防災及び減災対策に率先して取り組むとともに、災害が発生した場合においては、市民生活の安全及び安心を機軸とした活動を行うとともに災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

## 第3章 議会運営等の原則

(議会運営等の原則)

第7条 議会は、本市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行等の監視及び評価並びに政

策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会等の委員長及び副委員長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第8条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

#### 第4章 市長等との関係

(市長等との基本原則)

第9条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(反問権)

第10条 議会の会議において、市長等は、議員の質問に対し、議論を深めることを目的に、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、市民に市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

#### 第5章 議会の権能の強化

(議会の機能の強化)

第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、議会活動に関し、議案の審査、当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関する調査を、改正地方自治法（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）第100条の2の規定により学識経験を有する者等にさせることができる。

(議員間討議)

第15条 議員は、議会の権能を發揮するため、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力向上のため、研修及び調査研究に積極的に務めるものとする。

(政務活動費)

第17条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

## 第6章 市民との関係

(市民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

(議会報告会)

第19条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民懇談会)

第20条 議会は、市民、市民団体等と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、必要に応じて、市民懇談会を開催するものとする。

2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

(広聴広報機能の充実)

第21条 議会は、議会に対する市民の意向の把握及び多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会報編集特別委員会を設置する。

(議会活動における資料の公開)

第22条 議会は、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室、各支所等において市民が閲覧できるようにしなければならない。

## 第7章 議会改革の推進

### (議会改革の推進)

第23条 議会は、議会改革に関する事項について、議会運営委員会において協議を行う。

### (交流及び連携の推進)

第24条 議会は、他の自治体との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究を行うものとする。

## 第8章 政治倫理

### (政治倫理)

第25条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

## 第9章 議会事務局等

### (議会事務局)

第26条 議会は、議会の政策能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

## 第10章 補則

### (他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

### (検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成24年12月7日条例第48号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

### 附 則 (平成28年6月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。